

豊川市民生委員児童委員協議会の部会及び部会連絡会に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、豊川市民生委員児童委員協議会規約（以下「規約」という。）第7条の規定に基づき、部会及び部会連絡会に関して必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 豊川市民生委員児童委員協議会に、規約第7条に規定する各種福祉専門分野に関する研修等をするための次の4種の部会を設ける。

- (1) 高齢者福祉部会
- (2) 障害者福祉部会
- (3) 児童福祉部会
- (4) 生活支援部会

2 部会は、各地区の民生委員児童委員協議会（以下「地区民児協」という。）（地区民児協会長を除く。）から4名以上を選出し、各部会へそれぞれ1名以上を配置し構成する。

3 部会員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。また、補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会の役員)

第3条 各部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 各1名
- (2) 副部会長 各1名

2 各部会の役員は、部会員の互選とする。

3 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。また、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

4 部会長は、必要に応じて理事会に出席し、意見を述べることができる。

(部会連絡会)

第4条 部会連絡会（以下「連絡会」という。）は、前条で選定された部会長及び副部会長で構成する。

2 連絡会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

3 役員は、連絡会の構成員の互選とする。

4 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。また、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

5 会長は、連絡会を代表し、その会務をとりまとめる。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(連絡会・部会の役割)

第5条 連絡会は、理事会との連絡・調整を図りながら各部会間の連絡・調整を図るものとする。

2 各部会は、民生委員児童委員の能力の向上に努めていくことができるよう、

実践的な研修等の場とするものとする。

3 各部会の部会員は、それぞれが所属する地区民児協との情報交換を密にし、地区民児協全体の能力の向上に資するよう努めなければならない。

附 則

この内規は、平成20年5月8日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成20年9月4日から施行する。
- 2 この内規による新たな専門委員の任期は、第3条第3項の規定に関わらず、平成20年11月30日までとする。

附 則

- 1 この内規は、平成24年6月1日から施行する。
- 2 この内規による新たな専門委員の任期は、第3条第2項の規定に関わらず、平成24年11月30日までとする。

附 則

- 1 この内規は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、令和元年12月5日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、令和2年2月6日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、令和7年12月1日から施行する。